

1 提出様式及び提出期日について 工事・作業許可申請書は**第9号様式・A4版**を使用し、着手希望日の**1ヶ月前を目安**に元請者が申請して下さい。

※ 第9号様式については、海上保安庁のホームページよりダウンロードすることができます。

2 提出部数について 申請書については**本紙を1部**提出して下さい。なお、申請書の**押印は不要**です。

3 申請書類の綴り方 書類の綴り順がバラバラであると申請内容を把握するのが煩雑となり、その結果審査期間が長くなるほか、修正等の依頼をお願いすることがありますので、下記の標準綴り順で提出して頂けるようご協力をお願いいたします。

記

(1) 許可申請書(様式第9号): 申請者は原則として元請け業者

(2) 他官庁の許可届出等(写し)

(3) 請負契約書、発注証明書等(写し)

(4) 施工計画書: 1 施工概要、2 施工位置図、3 工程表、4 施工フロー図、5 施工方法

(5) 安全対策: 1 組織図・安全管理体制、2 安全対策等 3 水域利用者との調整状況(必要に応じて) 4 緊急連絡系統図

(6) 受講証明書受有者一覧、使用船舶一覧表等 (7) 底質調査・磁気探査報告書等(必要に応じて)

4 第9号様式の記載要領

右記参照 ⇒

5 添付書類作成要領

(1) 他官庁の許可・届出等の写し

- ・ 他官庁にて審査に時間の要するものについては、許可・届出申請書の写しを添付すること。
(但し、他官庁の許可後に**差し替える**こと。)
- ・ 港湾工事・水域占有許可
- ・ 土砂等の受入事前協議書
- ・ 建設発生土受入承認書等(埋立地への土砂等の投入がある場合)

(2) 請負契約書、注文書または発注証明書の写し・発注者名、受注者名及び契約期間の記載があること。

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

令和 年 月 日

金武中城港長 殿

申請者住所・氏名 _____

- 1 目的及び種類
単に契約名のみではなく、**具体的**に記入すること。
例：・〇〇岸壁の維持管理に係わる岸壁劣化調査
・〇〇浚渫工事に伴う石垣港における浚渫作業及び浚渫土砂運搬作業
- 2 期間及び時間
期間は契約工期ではなく**許可申請に係る工期**を記入すること。
例：・令和〇年〇月〇日～〇月〇日(予備日〇月〇日～〇日) 日出～日没
・令和〇年〇月1日～3日(実作業3日) 予備日9、10日(2日間)
- 3 区域又は場所
施工場所を記載すること。
例：中城港内(下記4点を結んだ範囲の海域)
① 北緯xx-xx-xx.x 東経xxx-xx-xx.x ② 北緯xx-xx-xx.x 東経xxx-xx-xx.x
③ 北緯xx-xx-xx.x 東経xxx-xx-xx.x ④ 北緯xx-xx-xx.x 東経xxx-xx-xx.x
※別添図があれば「別添〇〇参照」と記載
- 4 方法
枠内に記載できない場合は「**別添〇〇〇参照**」と記載し、施工方法等の書面等を添付すること。作成要領は次頁のとおり。
- 5 その他
枠内に記載できない場合は「**別添〇〇〇参照**」と記載し、施工方法等の書面等を添付すること。その作成要領は次頁のとおり。

担当者氏名：株式会社 x x x x x x 部 x x x 課 海保 太郎
連絡先：xxx-xxx-xxxx(会社) xxx-xxxx-xxxx(会社携帯)

(3) 施工計画書

イ 施工概要及び期間

- ・ 施工概要については、**工事の目的及び施工方法**について簡単に記載すること。
- ・ 期間については契約工期ではなく、**申請期間**を記載すること。

ロ 位置図

- ・ **全体図** (縮尺の小さいもの) および **拡大図** を添付すること。

ハ 工程表

- ・ **申請期間**に合わせて作成する。

(陸上工事と海上工事をきちんと区別すること、特に後片付け工のような曖昧な記載はさける。)

ニ 施工フロー図

- ・ **工程表の工種**に合わせて作成すること。

ホ 施工方法

- ・ **施工フロー図**に合わせ、工種毎の**説明(目的と施工要領記載)**及び**説明図**を作成すること。

※注意事項

- ・ 専門用語を避けて、分かり易く記載する。
- ・ 狭い海域での作業の場合は作業区域から対岸までの**可航幅(距離)**を記入する。
- ・ 浚渫区域から土砂運搬等、定期的な船舶の運航がある場合には**サイクルタイム表**を作成する。
(1日あたりの運航隻数、運搬土量等を明確にする。)
- ・ 標識等を設置する場合は、標識等の**性能表**を添付する。(標体色、灯質、光達距離等)
- ・ 曳航作業がある場合は、**曳航姿図**を添付する。(曳航全長がわかるようにする。)
- ・ 資機材等の海上運搬がある場合は、**運搬経路図**を添付する。

(4) 安全対策

- ・別添安全対策を参照し作業内容に合わせて作成すること。
- ・その他添付書類・・・作業船避難位置図、夜間停泊位置図等

【共通安全対策記載例】※申請工事の形態にあったものを記載してください。

- 1 現場には許可書(本書)又は写しを携行し、同書記載の安全対策を含む各記載事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- 2 現場には専従の警戒要員を配置し、警戒にあたります。
- 3 工事作業においては、港則法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げます。
- 4 通航船に支障がある場合は作業を中断し、警戒船等による注意喚起を実施し状況に応じて作業船を移動するか又は、アンカーワイヤーを緩めて通航路を確保します。
- 5 夜間作業は実施しません。(※実施する場合は、理由書を添付すると共に別途夜間作業の安全対策を定めること)
- 6 作業開始前には、船舶等の始業点検を実施します。
- 7 作業船等の乗組員および作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- 8 材料、資機材等が海面へ落下しない様な措置を講じます。
- 9 流出のおそれがあるものには、所有者名連絡先を明記します。また、これらの係留、設置にあたっては、流出の防止に努めます。
- 10 万一、工事用資機材等の流出等があった場合は、発見回収に努めます。

- 11 気象情報、特に注意報等の発表に留意し、次の場合は作業を中止するとともにこれ以下であっても現場責任者の判断により状況に応じ中止します。
風速10m/s以上, 波高1.0m以上, 視程1,000m以下
台風・津波に関する注意報、警報発表された時及び大雨注意報が発表された時
- 12 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「**緊急時連絡系統図**」により関係先へ速報します。
- 13 資格の有する作業は必ず有資格者にて行います。受有資格については別添「**各資格受有者一覧表**」のとおりです。
- 14 作業船等を係留するワイヤー等は、緊張による切断やフェアリーダーやビットから外れる危険があるため、事前に危険性について作業員に周知徹底し、手足を挟まれないよう合図者を配置して合図に従い作業を行う。
- 15 台風や荒天が予想される場合は、作業に従事する船舶を早めに安全な水域に避難させます。
- 16 作業中は、常時警戒船を配備します。〔※警戒船を配備する場合に記載〕
- 17 作業船のアンカー位置を示す標識(※形状・灯色・灯質等を記入のこと)を設置します。
〔※起重機船等の作業船がアンカーして作業する場合に記載〕
- 15 爆発物らしきものの発見時は直ちに作業を中止するとともに関係官庁に速報し、指示に従います。また、現場保存(目印等の設置)を実施し付近水域利用者へ危険物の存在を周知します。〔※磁気探査を実施する場合に記載〕

【潜水作業の安全対策記載例】(※フーカー式・スクーバー式等の別を記入)

- 1 作業前には潜水者の健康状態の確認および潜水器材の点検・整備を行います。
- 2 作業中は潜水士船上(※潜水士船を使用しない場合は、棧橋上等の設置場所を記入)に、**国際信号旗A旗を示す信号板**を掲げるとともに、見易い場所に「**潜水作業中**」と表示した看板を掲げます。
- 3 潜水士船上(※潜水士船を使用しない場合は、棧橋上等)には補助員及び専従の警戒要員を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により、注意を喚起します。
- 4 潜水作業を実施する前には現場の作業員や作業船に対し十分に周知します。
- 5 潜水士と見張り員との連絡は水中電話(※その他の方法を使用する場合は、具体的な方法を記入)で行ないます。
- 6 潜水作業は、潜水士の出す排気音及び泡の浮上位置に注意し、常に潜水士の動向を把握します。
- 7 潜水作業は**2名1組**のバディー潜水にて実施します。[※スクーバ式の場合]
- 9 推進器や船底弁等による事故を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打ち合せを行い、事故防止のための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。
- 10 夜間における潜水作業はありません。

【土運船、起重機船等の曳航作業の安全対策記載例】

- 1 曳航作業中、航行中の一般船舶に支障のないことを確認し、航行します。
- 2 土運船(※起重機船等の場合には、それを記入)の乗組員には、救命胴衣を着装させます。
- 3 積載土砂の流出のないよう十分な対策を講じます。

【夜間作業の安全対策記載例】

- 1 作業に必要な照度を得られる様に、照明器具を配置し、安全を確保します。
- 2 照明の点灯に際しては、航行船舶の操船者に対し**眩惑を与えることの無い様に**照度、照射方向等を考慮します。
- 3 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。
※ 停泊中は作業船に宿直を配置し緊急時に備えます。
※ 夜間停泊中は荒天等の緊急時に備え、船員・作業員との連絡体制を万全にいたします。

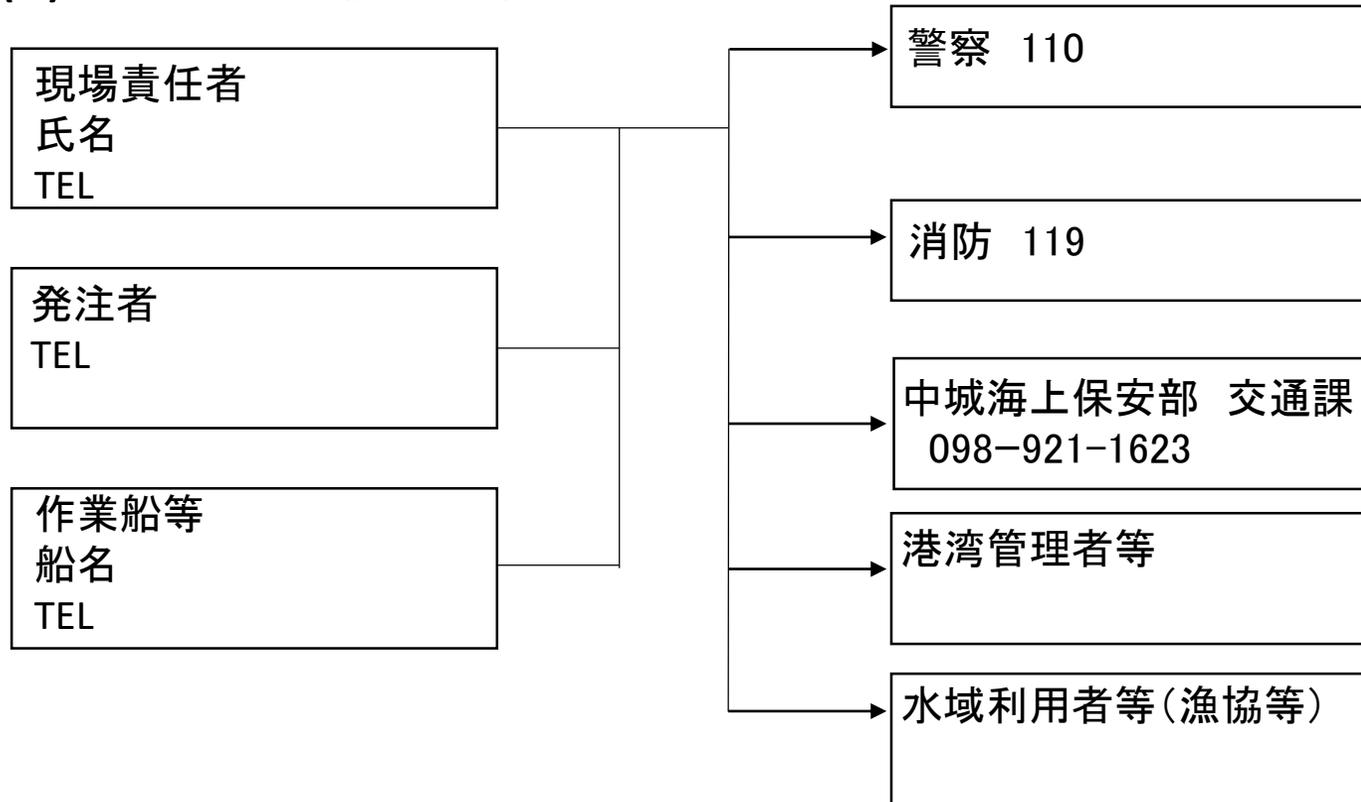
【磁気探査における爆発物発見時の対応記載例】

爆発物らしきもの発見時は直ちに作業を中止するとともに関係官庁に速報し、指示に従います。
また、**現場保存(目印等の設置)**を実施し付近水域利用者へ危険物の存在を**周知**します。

【仮設足場等設置関連】

足場設置期間中は維持管理を行うとともに、設置した標識灯・足場は毎日点検し不具合が確認されれば速やかに現状復旧いたします。
また、工事に先立ち**海洋施設の設置届出**を中城海上保安部警備救難課へ提出します。

(5) 緊急連絡系統図記載例



5 その他の注意事項

作業内容に変更等が生じた場合は**内容一部変更許可申請書**を変更前に提出すること。
また、契約手続等で時間がかかる場合は、変更が分かった段階で事前連絡願います。

- (6) 警戒船の配備について
 - ・ 警戒船が配備される場合は別添**「受講証明書受有者一覧」**を添付すること。
「警戒船管理運用要領」も作成すること。
- (7) 関係先への周知状況
 - ・ 船舶交通に影響のある工事作業については、**周知用ポスター等**を作成し関係先に周知を行うとともに申請書に添付すること。
- (8) 使用船舶一覧表
 - ・ 船舶を使用する場合は別添**「使用船舶及び操縦者一覧表」**を添付すること。
- (9) 各資格受有者一覧表
 - ・ 各資格(潜水士等)が必要な作業を行う場合は、別添**「各資格受有者一覧表」**を添付すること。
- (10) その他 磁気探査結果報告書
 - ・ 浚渫、床掘り及び杭等の打込みがある場合に添付すること。

